

## ニュージーランドの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ニュージーランド（英語では「New Zealand」、マオリ語では「Aotearoa」）は、南西太平洋ポリネシアの 2 つの主要な島とその他の小さな島々からなる立憲君主制国家である。エリザベス女王が英国女王とニュージーランド女王を兼ねており、ニュージーランド国家元首とされるが、形式的な権限しかない（実際には、総督が女王の代行を務めている）。国土の面積は約 27 万平方キロメートルであり、日本の本州と九州を合わせた程度の大きさである。首都はウェリントンであるが、最大の都市はオークランドである。公用語は英語・マオリ語・ニュージーランド手話、通貨はニュージーランド・ドルである。約 495 万人のニュージーランド国民の約 74% は白人系、約 15% はマオリ系、約 12% はアジア系という構成となっている<sup>2</sup>。

ニュージーランドには、もともと原住民（マオリ人）が居住していたが、1642 年にオランダ人探検家タスマンがヨーロッパ人として初めて「発見」した。1769 年には英国人探検家クックが探検を行った。ニュージーランドは、1840 年に、英國とマオリ族との間でワイタンギ条約が締結されて英國の直轄植民地となり、1907 年には英連邦自治領となった。1947 年、ニュージーランドは、英連邦の 1 国として独立した。ニュージーランドは、もともと二院制の議会制度を有していたが、1950 年に上院の廃止を決定し、1951 年 1 月より、議会は一院制となっている。

ニュージーランドは、長く英國の植民地であったことから、英國法<sup>3</sup>の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許法、意匠法、商標法、著作権法等）は全て成文法で規定されている。即ち、ニュージーランドが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、ニュージーランドが英國から独立した司法権を有するようになった後は、英國の裁判所の判決は、ニュージーランドの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html#02>

<sup>3</sup> 本稿において「英國法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

ニュージーランドは、環太平洋造山帯に属し、火山と急峻な山脈が多いことから、「ロード・オブ・ザ・リング」、「ナルニア国物語」、「ラスト・サムライ」、「キングコング」等の映画のロケ地となった。このような豊かな自然環境は、ニュージーランドの観光資源となっている。2011年には、マグニチュード6.3の大地震が発生し、185人が死亡した。

ニュージーランドの主な産業は、農業である。とくに乳製品、肉類、木材、野菜、果実、水産品、ワイン、羊毛等の第一次産品は輸出の6~7割を占めている。ニュージーランド政府は、さらなる輸出振興を図るため、貿易自由化を推進している<sup>4</sup>。近時は、バイオテクノロジー等の科学技術開発にも注力している。

ニュージーランドの貿易相手国は、輸出・輸入とも、第1位は中国、第2位はオーストラリアとなっており、中国の存在感が増している。ニュージーランドは、日本等とともに、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(「TPP11」又は「CPTPP」)の締約国でもある。

日本企業のニュージーランド進出やニュージーランド企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がニュージーランドにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ニュージーランドの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ニュージーランドの知的財産法制度の概要を紹介することとした<sup>5</sup>。

## II 知的財産法全般

ニュージーランドの知的財産法制度としては、特許法、意匠法、商標法、著作権法、植物育種者権利法、集積回路配置法等がある。また、判例法主義を採るニュージーランドでは、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。ニュージーランドが、英國法の影響により、判例法主義の国であるといつても、知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている(但し、ニュージーランドは、英國法由来の各知的財産法について、ニュージーランド独自の変更を多数加えている)。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

ニュージーランドの知的財産法制度の中心的機関である「ニュージーランド知的財産庁」

<sup>4</sup> 本稿におけるニュージーランドの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020年版』(二宮書店、2020年) 467~468頁、②『エピソードで読む世界の国243』(山川出版社、2018年) 241頁等を参照した。

<sup>5</sup> 本稿の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ニュージーランド」の「制度ガイド」等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

(Intellectual Property Office。略称は「IPONZ」)<sup>6</sup>は、特許、意匠、商標、地理的表示及び植物新品種の審査等の知的財産権に関する各種サービス等を行う政府機関である。ニュージーランド知的財産庁は、首都ウェリントンに所在する。著作権を管轄する政府機関は、ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）のビジネス法政策ユニットである。また、5名の委員で構成される著作権委員会（Copyright Tribunal）は、著作権ライセンス契約及び著作物の違法なアップロード及びダウンロードに関する紛争を管轄する機関である。

2017年より、ニュージーランドの特許弁護士とオーストラリアの特許弁護士がお互いに相手国において登録して業務ができるようになり、ニュージーランドとオーストラリアの知的財産庁の間でも情報開示や手続きの共通化が図られた。

ニュージーランドは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。前述した TPP11（CPTPP）のほか、例えば、WTO協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法に関するシンガポール条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約等である。

### III 特許

#### 1 概要

ニュージーランド特許法は、オーストラリアやその他の国の特許法との制度調和を図るため、2013年に改正された（2014年9月13日施行）。これにより、絶対的新規性の採用、実体審査の対象に進歩性を追加すること、審査請求制度の導入等の重要な改正が行われた。特許法は、その後も改正されている。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①抽象的なアイディア、単なる情報の提供（但し、有益で、コンピュータ等の有体物を利用する1つ以上のステップを含むビジネスメソッドは、不特許事由に該当しない）、②公序良俗違反（例えば、ヒトをクローニングする方法、ヒトの生殖細胞の遺伝的同一性を改変する方法、工業用又は商業用でヒト胚を使用する方法等）、③単なる自然界の発見、④ヒトの医療診断方法、検査方法及び手術方法（例えば、ヒトそのもの、ヒトの世代に対するバイオ処理方法、ヒトの手術方法、ヒトの治療方法、ヒトの診断方法、植物種。但し、ヒト以外の動物のみを対象とする場合、ヒトから分離した血液・尿等を検査する方法、手術器具等は、不特許事由に該当しない）、⑤コンピュータ・プログラム（但し、コンピュータ・プログラムを利用した制御方法又は装置は、不特許事由に該当しない）等がある<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> <https://www.iponz.govt.nz/>

<sup>7</sup> 長谷川洋著「ニュージーランド特許制度の概要」

なお、ニュージーランドには、実用新案権や、オーストラリア特許法における「イノベーション特許」<sup>8</sup>のような制度は無い。

## 2 出願

ニュージーランド国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ニュージーランド国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、ニュージーランド国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。

明細書には、仮明細書（発明の概念を記載した書面による明細書）と完全明細書がある。仮明細書により出願をした場合、出願日から 12 か月以内に完全明細書（クレームを記載した明細書）を提出する必要がある。優先権を主張して出願をする場合は、完全明細書の提出が必要である<sup>9</sup>。

出願書類が特許庁に提出されると、方式的要件及び実体的要件の審査が行われる。方式的要件を満たしていると判断された場合、出願日又は優先日から 18 か月経過後、出願内容が公開される。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、一定の期間内に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

## 3 審査

出願人は、出願日から 5 年以内と特許庁長官からの指図日から 2 か月以内のいずれか早い日までに、審査請求を行わなければならない。特許庁長官からの指令は、①当該出願日前に出願された先願の審査の状況に鑑み、指令を発することが適切且つ合理的であると判断した場合、②公共の利益の観点から指令を発することが合理的であると判断した場合、又は③他の出願の審査の観点から、指令を発することが合理的であると判断した場合に行われる<sup>10</sup>。

実体審査において、審査官は、①新規性、②進歩性、③有用性、④単一性、⑤明確性等の特許要件を満たしているか否かについて審査する。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日又は優先日前に、世界のいずれかの場所において、発明の内容が、公知、公用又は刊行物に記載されている場合に

---

<https://mebuki-iplf.jp/ip-nz.php>

<sup>8</sup> なお、オーストラリア知的財産庁は、イノベーション特許を段階的に廃止する方向で検討している。即ち、①イノベーション特許の新たな出願は、2021年8月25日を最終日とすること、②2021年8月25日までに出願されたイノベーション特許は、有効期間が満了するまで有効なものとして取り扱うこととされている。

<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/understanding-patents/types-patents>

<sup>9</sup> 前掲「制度ガイド」12 頁。

<sup>10</sup> 前掲「制度ガイド」9 頁。

は、新規性はなく、特許を受けることはできない。また、出願日又は優先日よりも前に出願された先願の内容と同一の後願は、特許を受けることができない（このことは、先願が、他人による出願であるか、又は後願と同一の出願人による出願であるかを問わない）。

但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、以下のものが挙げられる<sup>11</sup>。①優先日前の第三者による発明の公表であって、(a)公表された発明が、出願人の意に反した場合、(b)出願人が公表の事実を知った後、すみやかに出願し、当該発明が優先日前に業として実施されていなかったことを、出願人が証明した場合、②発明の価値評価を目的とする、政府等から正式に認められた者に対する公表である場合、③優先日前1年以内における、特許を受ける権利を有する者による実験のみを目的とするニュージーランド国内における公然実施であり、その実験に公然実施が不可欠であり実験が合理的に必要であった場合、④(a)特許庁長官が認める博覧会における展示により公知となった場合、(b)当該博覧会の開催中又は閉会後における特許を受ける権利を有する者の意に反する発明の公表の場合、(c)学術団体に対する発明者による論文の口頭による発表の場合、(d)発明者の同意を得て論文を学術団体の会報に掲載したことによる公表の場合のいずれかであって、当該公表日から6か月以内に出願をした場合。

進歩性については、2014年施行の特許法改正により、実体審査に含まれることになった。

審査官が実体審査を行った後、特許要件を満たしていないと判断した場合、「最初の審査報告」(First Examination Report)が発行される。最初の審査報告の発行日から12か月以内(Accent Due Date)に、明細書の提出や意見書の提出等により拒絶理由を解消して特許付与を受けることができなかつた場合、特許出願は効力を失う。

なお、2017年7月6日から、グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラム(GPPH)を利用することにより、ニュージーランド知的財産庁に特許審査ハイウェイの申請をすることが可能となった。これにより、例えば、一定の要件を満たす日本での特許出願人は、所定の書類及び費用をニュージーランド知的財産庁に提出・納付することにより、GPPHに参加しているいずれかの特許庁の審査結果に基づいてニュージーランド知的財産庁での優先審査を受けることができる<sup>12</sup>。

#### 4 登録

特許要件を満たすと判断された出願に対しては、許可通知(Notice of Acceptance)が発行され、特許付与公告が行われる。特許付与公告日から3か月以内に、誰でも異議申立てをすることができる。

特許付与公告日から3か月以内に異議申立てがなく、又は異議申立てにつき異議理由なしの決定がなされた場合、特許付与決定が行われる。出願人が所定の料金を支払い、特許原簿に登録されることにより、特許権が発生する。

<sup>11</sup> 前掲「制度ガイド」8頁。

<sup>12</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170703001/20170703001.html>

特許の有効期間は、出願日から 20 年であり、設定登録日から発生する。医薬品関連特許に係る例外は、認められていない。

特許付与前又は特許付与後に、第三者は、再審査を請求することができる。また、第三者は、特許庁長官又は裁判所に対し、特許取消請求をすることができる。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡、実施許諾等を行うことができる。

## 5 侵害

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、ニュージーランド国内で、特許実施行為（発明にかかる製品の製造、輸入、使用又は販売等する行為）を行った者は、特許権侵害の責任を負わなければならない。

特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

## IV 意匠

### 1 要件

「意匠法」によると、意匠とは、「形、形状、模様又は装飾の特徴であって、工業的方法若しくは手段によって物品に用いられ、製品においては視覚に訴え若しくは視覚によってのみ判断されるもの」をいう。但し、構造についての方法若しくは原理を含まず、又はその形若しくは形状に形成される当該物品が果たす機能によってのみ定まる形若しくは形状の特徴を含まない（2 条 1 項）<sup>13</sup>。

彫刻作品、壁飾り・メダル、文学的又は芸術的性質の印刷物等は、意匠登録を受けることはできない。他方、GUI、アイコンは、一定の条件の下、意匠登録を受けることができる。

なお、ニュージーランドでは、部分意匠制度は採用されていない。組物意匠制度は採用されている。

### 2 出願

ニュージーランド国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ニュージーランド国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、ニュージーランド国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。

ニュージーランドでは、出願公開制度は採用されていない。

### 3 審査

意匠の出願が行われると、全件につき、方式的要件及び実体的要件の審査が行われる。審

---

<sup>13</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokujii.html#oceania>

査請求制度は採用されていない。

実体審査は、意匠出願に係る意匠が意匠法の定める保護対象の範囲内にあるか否か、及び新規性及び独創性を有するか否か等について行われる。新規性及び独創性は、①ニュージーランド国内での公然実施、及び②ニュージーランド国内での公知文献をもとに判断される（なお、インターネット上における公表は、ニュージーランドにおける公表とみなされる）。但し、①意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公開された場合、②意匠を政府機関に開示した場合、③公に認められた博覧会に展示し、博覧会開始日から 6 か月以内に意匠出願した場合には、新規性を喪失したものとはみなされない。

審査官が審査を行った後、意匠登録の要件を満たしていないと判断した場合、「審査報告」(Examination Report) が発行される。出願日から 12 か月以内（但し、請求により、3 か月の延長が可能）に、明細書の提出、意見書の提出、ヒアリングの請求等により拒絶理由を解消して意匠登録を受けることができなかった場合、意匠出願は効力を失う。

審査の結果、意匠登録の要件を満たしていると判断された場合には、意匠登録が可能である旨の「審査報告」(Examination Report) が発行され、その後、意匠登録書の発行及び意匠登録の公告が行われる。他方、意匠登録の要件を満たしていないと判断された場合には、意匠登録が取り消される。

#### 4 登録

方式的要件及び実体的要件を満たしていると判断された場合、意匠の登録が認められる。利害関係人は、意匠登録後いつでも、意匠局長に対し、意匠登録の取消を請求することができる。意匠局長の決定に対し不服のある者は、決定日後 28 日以内に、高等裁判所に提訴することができる。

異議申立て制度は採用されていない。

意匠権の存続期間は、出願日から 5 年であるが、さらに 5 年の延長を 2 回申請することが可能であるため、最長で出願日から 15 年となる。存続期間の延長（更新）は、期間満了前 6 か月以内に行わなければならないが、期間満了後 6 か月間の猶予期間が認められている。

#### 5 侵害

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、ニュージーランド国内で、意匠実施行為（意匠登録されている物品につき、登録意匠若しくは登録意匠と実質的に相違のない意匠が用いられた物品を、製造、輸入、使用、販売、賃貸、販売申出、賃貸申出等する行為）を行った者は、意匠権侵害の責任を負わなければならない。

意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

#### V 商標

## 1 概要

商標とは、「視覚によって認識できるように表現することができる、かつ、自他商品・役務の識別力がある標章又は標識」をいう。色彩、音、香りについても、商標の対象として認められる。

ニュージーランドでは、立体商標、証明商標、団体商標、防護商標、連続商標が認められている。防護標章登録制度は採用されていない。

## 2 出願

ニュージーランド国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ニュージーランド国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、ニュージーランド国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。

ニュージーランドは、一出願多区分制を採用している。出願公開制度は採用されていない。商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無い。

ニュージーランドは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟しているため、マドプロ出願によりニュージーランドでの商標登録を受けることができる。また、ニュージーランドは、ニース分類を採用している。

ニュージーランドでは、小売等役務（第35類）も認められている。

## 3 審査

商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

商標出願に対しては、①方式審査、並びに②不登録事由の有無について実体審査が行われる。

不登録事由としては、「絶対的不登録事由」と「相対的不登録事由」がある。「絶対的不登録事由」としては、①識別力が無いこと、②品質、用途、地理的表示等、取引上使用される表示のみから構成されていること、③取引において常用される表示のみから構成されていること、④誤認・混同を生じるおそれがあること、⑤商標の使用がニュージーランドの法律に反することが挙げられる。他方、「相対的不登録事由」としては、他人の先行商標と同一又は類似であり、同一又は類似の商品・役務について使用されることが挙げられる。なお、ニュージーランドでは、コンセント制度が採用されている。

審査官が審査を行った後、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。出願日から12か月以内（但し、請求により3か月、さらに1か月の延長が可能）に応答せず、又は、意見書・補正書の提出、ヒアリングの請求等により拒絶理由を解消することができなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶査定に対し、出願人は、裁判所に提訴することができる。

#### 4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から 3 か月間、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標登録が認められたことに対して不服のある者は、商標局長又は裁判所に、登録取消請求を行うことができる。

登録商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、期間満了前の 12 か月以内に行わなければならないが、期間満了後 6 か月間の猶予期間が認められている（従来、2020 年 1 月 12 日までに存続期間が到来する商標権については、「12 か月」の猶予期間が認められていたが、商標法改正により、猶予期間が短縮された）。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠をニュージーランド知的財産庁に提出する必要は無い。但し、登録商標が 3 年以上使用されていないときは、第三者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

#### 5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、ニュージーランド国内で、商標使用行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標使用行為としては、以下の行為が挙げられる。即ち、①登録商標と同一の標識を、登録商標と同一の商品又は役務につき、商標として使用する行為、②登録商標と同一又は類似する標識を、登録商標と同一又は類似する商品又は役務につき、商標として使用する行為であって、誤認・混同を生じるおそれがある場合、③ニュージーランド国内で周知な標識を、商標として使用する行為であって、当該標識の識別力又は名声を不当に利用し又は有害である場合である。

商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

### VI 著作権

#### 1 概要

ニュージーランドの著作権法<sup>14</sup>は、もともとは、英国著作権法を母法として制定されたものである。その後の幾度もの改正を経て、現在の 1994 年著作権法に至っている。

ニュージーランドはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作

---

<sup>14</sup> 本稿における「著作権」の部分の執筆にあたっては、Sophie Thoreau 著「ニュージーランドにおける著作権関連法規の概要および運用実態」等を参照した。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/12249/>

権はニュージーランドでも保護される。

## 2 著作物

著作物の種類としては、言語、演劇、音楽及び美術がある。コンピュータ・プログラム（何らかの方法により表現、固定、具現化又は蓄積された指令又は命令の組み合わせであって、特定の結果を得るためにコンピュータにおいて直接的又は間接的に使用されるもの）も、著作物として保護される。

## 3 著作権

著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。但し、これには2つの例外がある。即ち、①従業者が職務遂行過程で著作物を創作した場合、著作権は使用者に帰属し、また、②写真撮影又はコンピュータ・プログラム、絵画、図面、図表、地図、チャート、設計図、彫版、模型、彫刻、映画、録音物の制作が有償で委託され、その委託に従って著作物が創作された場合、著作権は委託者に帰属する。また、契約中に規定すれば、著作物の創作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である<sup>15</sup>。

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なる。また、著作者人格権も保護される。

ニュージーランドにおける著作権の保護期間は、作者が死亡した年の年末から50年間とされている。この点、環太平洋経済連携協定（TPP）の妥結に向けた交渉においては、米国が、著作権の保護期間を「70年間」とするよう強く要求していたが、米国トランプ政権がTPP交渉から離脱した後のTPP11交渉においては、著作権の保護期間の延長や技術的保護手段等の項目は凍結された。したがって、米国がTPP交渉に復帰しない限り、ニュージーランドは、著作権の保護期間を「70年間」とする法改正を行う必要は無い。ちなみに、日本は、著作権法の2018年改正により、著作権の保護期間を従前の「50年間」から「70年間」に延長したが、これは、TPP11交渉においては妥協する必要がないのに何故か行われた、不必要かつ不可思議な改正であった。

## 4 無方式主義

ニュージーランドでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。したがって、ニュージーランドには、著作権登録の制度が存在しない。

「©」マークを著作物に付してもよいが、これは著作権保護の要件ではない。

## 5 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、ニュージーランド国内で、著作権使用行為

---

<sup>15</sup> 前掲「ニュージーランドにおける著作権関連法規の概要および運用実態」。

を行った者は、著作権侵害の責任を負わなければならない。著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

ニュージーランドでは、著作権の侵害には、「一次侵害」(Primary Infringement) 及び「二次侵害」(Secondary Infringement) がある。一次侵害が成立するには、①著作権のある著作物のかなりの部分が、被疑侵害物件に含まれていること、②著作権のある著作物と被疑侵害物件との間に、客観的な類似点があること、③著作権のある著作物と被疑侵害物件との間に、何らかの因果関係があることという 3 つの要件を満たす必要がある。二次侵害の場合は、一次侵害とは異なり、被告が原告の著作物を侵害していることを知っている必要がある<sup>16</sup>。

なお、ニュージーランドの著作権法は、英国の著作権法の影響から、フェア・ディーリング規定を有する。米国の著作権法のようなフェア・ユース規定は導入されていない。

## VII 営業秘密

ニュージーランドには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、ニュージーランドにおいても、裁判所により、個別具体的な事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

ニュージーランドにおいては、「営業秘密」(Trade Secret) は、「秘密情報」(Confidential Information) とほぼ同義で用いられている。営業秘密（秘密情報）の守秘義務違反を立証するためには、以下の 4 つの要件を満たす必要がある。即ち、①情報が、単に包括的な文言で示されているのではなく、具体的に特定されていること、②情報が、秘密のものであり、秘密性が維持されていること、③情報をその所有者から受領した際に、情報に対する守秘義務が受領者に課されていたこと、④情報の不正流用が現実に発生し又は不可避な状況にあることである。

営業秘密（秘密情報）の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、衡平法（エクイティ）に基づき守秘義務が認められる場合、具体的な状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密（秘密情報）を侵害された者は、侵害者を被告として、差止命令・引渡命令・破棄命令、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

## VIII 証称通用（パッシング・オフ）

「証称通用」(passing off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」

---

<sup>16</sup> <https://sportnz.org.nz/assets/Uploads/Guide-to-Intellectual-Property.pdf>

は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will)と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。ニュージーランドにおいても、英國法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、ニュージーランドで商標登録をしていなくても、ニュージーランドにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。ニュージーランドでも、英國の判例法とほぼ同じ考え方が採られている。

ニュージーランドの1986年公正取引法も、取引において誤認・混同を招来する行為を禁じているが、同法は主に消費者保護に重きを置いている。

## IX エンフォースメント

### 1 総説

ニュージーランドにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止がある。

民事的手段（民事訴訟）を選択することが一般的であるが、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止を求める事もできる。全ての知的財産権は、実体法又はコモン・ローに基づき民事上の救済を受けることができる。刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止は、主に、商標権侵害・著作権侵害の場合に認められる。

### 2 民事的手段（民事訴訟）

ニュージーランドには、控訴院、高等裁判所、地方裁判所等がある。

ニュージーランドの裁判所は、知的財産権の侵害事件だけでなく、知的財産権の取消訴訟事件も管轄することができる。

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表1を参照）。

表1：ニュージーランドにおける暫定的救済手段

用語	定義
仮差止命令	緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令。原告は、訴訟開始前の証拠収集時又は訴訟提起時に、仮差止命令を申し立てることができる。仮差止命令を出してもらうためには、一応の侵害の事実(Prima Facie Case)の存在、仮差止命令が出されないと金銭的に回復不能の損害を生じる可能性があること等を立証しなければならない。
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の検索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976) が先例となっている。

### 3 刑事的手段（刑事訴訟）

ニュージーランドにおける知的財産権侵害に対する刑事的手段については、ニュージーランド警察が権限を行使することができる。例えば、警察官は、令状を得て立入検索・立入検査・押収等を行う権限が認められている。

刑事的手段（刑事訴訟）の対象は、主に、商標権侵害及び著作権侵害の場合に限られている。例えば、登録商標を偽造する罪、商品又はサービスについて登録商標の虚偽の使用をする罪を犯した者は、5年以下の禁固又は15万ニュージーランド・ドル以下の罰金が科される。実際には、商標権侵害者に対する処罰としては、罰金刑が科されることが多く、禁固刑が科されることはある。

ニュージーランドでは、一定の犯罪について法人が有罪判決を受けた場合、当該法人の役員も有罪とされる可能性がある。

### 4 税関での差止

ニュージーランドにおける税關での差止の担当行政機関は、ニュージーランド税關であ

る。

商標権者及び著作権者にとって、税関での差止めは有効な手段であるといえる。即ち、商標権者及び著作権者は、あらかじめ、自己の権利を税関に登録しておくことが望ましい。そして、被疑侵害物品がまさに輸入されようとしているとき、商標権者及び著作権者としては、申請書を税関に提出することにより、商標権侵害物品・著作権侵害物品の水際での差止め・摘発が可能である。

税関での差止めの大まかな流れは、以下のとおりである<sup>17</sup>。

①商標権者は、税関に対し、通知書を提出する。当該通知書には、「自分が、通知書において指定した商品に関して登録されている商標権者であること」、及び「税関に対し、現に税関の管理下にあるか又は随時管理下に入る商標侵害物品を留置するよう請求すること」を記載する。また、当該通知書には、請求の裏付けとなる明細を含み、かつ、当該通知書の有効期間を指定しなければならない。当該有効期間は、その通知日から5年、又は登録商標の満了日のいずれか早く到来する期日を上回ってはならない。

②税関は、当該通知書が有効であり、かつ、税関の管理下にある輸入商品が当該通知書に関係する商品である可能性があると考える場合、調査を行うことができる。そして、合理的な期間内に、当該商品が通知書に関係する商品であるか否かを決定し、商標権者及び利害関係者に対し、決定書を送達する。当該商品は、税関局長又は税関職員の保管の下に留置される。

③輸入者は、通知日から10営業日以内に、通関申請又は貨物の放棄を行う（税関は、10営業日以内に輸入者からの連絡を受けなかった場合、自動的に当該貨物を没収する）。

④（輸入者が通関申請を行ったとの税関からの通知を受けて、）権利者は、権利行使のため、裁判所から処分命令を受ける。

⑤裁判所が、非侵害との判断を下した場合は、通関が許可され、他方、侵害との判断を下した場合は、侵害品の没収（廃棄、寄付等）が命じられる。

## X おわりに

以上、ニュージーランドの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるニュージーランドにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、ニュージーランドの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。ニュージーランドはTPP11（CPTPP）の締約国であり、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと等を考えると、今後も、ニュージーランドの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

---

<sup>17</sup> [https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/modopro\\_syohyoseido/nz.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/modopro_syohyoseido/nz.pdf)

※ 初出：『特許ニュース No.15190』（経済産業調査会、2020年、原題は「世界の知的財産法 第33回 ニュージーランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。